

**時事新報定價**  
 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價送送料廣告料は左の如し  
 ○一號一月刊金五圓 ○三月刊金一圓五十錢 ○六月刊金三元 ○一年刊金十圓  
 ○印費送金ハ直接ニ送金スルハ右定價ノ外一月百十三圓ノ郵費付也  
 地事新報廣告料(前定)  
 一行 三十三號十一號 十號五圓

### 本社へ送付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填寫するより各社同一の記事を描ぐるより寡からず獨り時事新聞社に社員並に通信員の多きを以て斯類の通信社に優り報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに進んで生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向ひ發送せらるべきなり

### 獨逸新聞の日本條約改正論

條約改正は國民年來の希望にして政府當局者の盡力も一方ならず近來聞く所は度々の失敗にも拘はらず諸外國の感情は至極平穩にして談判の宜しきを得るときは案外の好結果を見るに至る可しとの説もあれば又一方に於て外國新聞紙などの論ずる所を見れば全く反對にして大に然らざるものがあるが如し左に掲ぐる所の一篇は獨逸柏林府にて發刊するフオン・ユ新聞が去る七月二日の紙上に記したる論説にして日本の條約改正に反對を表明したるものなり近頃英國の二三の新聞も之と同様の論説を述べたるものありと云ふ思ふに右は一新聞紙の意見にして必ずしも同國民全體の意思を代表したるものとして見る可らず雖も日本の條約改正に就ては從來種々の議論も少ならずして或は今この政客中には對等條約云々を主張して頗る壯快の說を爲すものもなきに非ざれば外國新聞の意見の如き自から一種の説として參考に供するも無益ならざるを信じ其全文を譯載するものなり

### 日本の條約改正(千八百九十二年七月二日)

獨逸柏林府フオン・ユ新聞

日本國府は新條約の議員を招集の後、歐米諸國と締結したる條約に關し再び其改正を試みる準備として伊藤伯以下の委員を任命したり而して他の一方に於ては日本各政黨の新聞紙も亦數月來度々高めて本問題に論説せり抑も千八百五十五乃至六十年の間に歐米の十七箇國と締結したる條約は半ば是れ軍備の進歩の結果に由り成れるものなれば其改正及び變更は今日に於て最も必要なるものとして日本は其司法權及び課稅權の獨立を斷言する所の領事裁判及び關稅に關する條約の廢止を要求し且その成功を冀期したり如何となれば立法權及び裁判法の改革特に憲法の編成及び代議政體を實施したる以上以前記の檢束たる日本國の威嚴を損傷するものと懸念すればなり

現今各外國人は條約内規の居留地に於て充分なる獨立權を有し日本人に交渉する法律上の争議に就ては自國人に對する争議と同様、其領事の裁判官に服従するのみにして現に公權を著する犯罪者も若し外國出生の者たるに於ては領事の認可を得るに非ざれば日本官吏の手にて拘留するを得ず又日本政府は外國より輸入する物品に對して其價格の五分以上の税を課するを得ず而して又一方に於て現行條約は外國人の居留及び商業取引の場所をば條約面規定の港場にのみ制限し遊歩規定は開港場の近傍僅少の區域に限り又内地旅行に關しては保護費及び學術上の目的に限りて特種の旅行券を得るに過ぎず將又外國人は開港場内に於て土地所有權を有せず其區域内に於ては一種の借地券に依りて不動産を永代借するを得るのみ而して此借地に關しては外國人は日本政府に對し借地税を納むるのみにして別に關稅等を負擔するの義務を有せざるあり

本官吏の手にて拘留するを得ず又日本政府は外國より輸入する物品に對して其價格の五分以上の税を課するを得ず而して又一方に於て現行條約は外國人の居留及び商業取引の場所をば條約面規定の港場にのみ制限し遊歩規定は開港場の近傍僅少の區域に限り又内地旅行に關しては保護費及び學術上の目的に限りて特種の旅行券を得るに過ぎず將又外國人は開港場内に於て土地所有權を有せず其區域内に於ては一種の借地券に依りて不動産を永代借するを得るのみ而して此借地に關しては外國人は日本政府に對し借地税を納むるのみにして別に關稅等を負擔するの義務を有せざるあり

此條約改正事件は千八百七十二年以来現に日本及び外國間に存在する問題中の最要項たりしにも拘はらず今日に至るまで未だ何等の結局をも告げざるなり今を距るまで三年前千八百八十九年六月十一日に於てヘルムート・ビスマルク伯と西園寺侯との間に一の新なる獨逸條約を訂印したり該條約は日本と歐米諸國間とに於ける改正商議の基礎と爲さしむ可き管のものにして其條約に據れば獨逸帝國の臣民は日本の内地に居住して其土地所有權を得べく且その交換として日本に於て其最高等の裁判所に歐洲出身の裁判官を任用し外國人に關する法律事務の最終判決に列席せしむる以上は外國人は日本の法律に服従す可しとの條件を付したり又稅率の制限は日本の爲め成る可く有益の精神を以て改正を加へ稅則及び貿易規則をも約定す可き善ありき

而して右の改正案には露國及び合衆國も既に同意を表明する迄の運びに至りしに當時外務大臣たりし大隈伯の反對者は之に對し非常にも人心を煽動して反對の目的を達し之が爲めに伯は阻難に遭ふて一脚踏き失ひ條約も遂に結了するに至らずして止みたりき

從來日本政府は各國の希望を満足せしめんが爲めに全法律の基礎を變更したり即ち歐洲の法律書を輸入し其他諸國の事業上にも迅速なる變更を爲せり但し其ふれを爲すに急なる國の風俗習慣及び法律に關する固有の思想等は(政府の反對者より見れば)深く崇奉されざりしかの嫌なきに非ざりて現に法典の一部特に商法の如きは再度の修正を目的として實施期限を延期せらるるに至りしかども夫は兎も角として歐米諸國は日本が汲々として成遂げ若しくは成遂げんとしたる所の開明事業を認め即ち其條約を改正するも亦その同意を表明したり然るに日本人民の意望は其政府の意望より強き實を呈じ之が爲めに政府も亦次第に外國に對する讓與の區域を狭小にするを企つるに至れり現に其第一期の國會に於て時の外務大臣たりし青木子に議員の質問に對して千八百八十九年の改正條約に比すれば更に大に變更を加へたる計畫の大意を説明したり其說明に據れば外國人は日本内地の全部に於て居住し營業するを得べしと雖も土地所有及び礦山借區の權もしくは鐵道株券等を所有するを得ず將又外國人は現開港場内に於けるの外、沿海實業の權利を有するを得ず但し其代りとして日本政府は従前の五分税に代るるに一割二分の條約稅率を以て満足す可しと雖も日本の裁判所に外國出身の裁判官を置くが如き條款を承認せず云々と云ふに在り右の説明は既に該判の決議を致すの價値あるものと云はざるを得ざるに然るに條約改正は日本の爲め必要の事業として人民一般に

之を希望し國會も新聞紙も亦國家の威嚴を增進し一日の出る國)をして開明の諸邦と同等の地位に立たしめざる可らざるものと唱道して止まず即ち日本政府は茲に再び改正談判の準備を整ふる爲め條約改正委員を組織せり而して此項柏林府に對峙したる全權公使青木子(子は千八百八十六年まで久しく同地位に在りし人なり)は再び獨逸の通商及び居留地に關する條約の談判を開き之を繼續するの計畫あるに似たれども其成功は甚だ覺束なると云はざるを得ず如何となれば新條約改正委員長として伊藤伯の名前は現はれたるも其然るを示すものにして伯の名前を聞けば其條約改正は讓與の少なきを卜するに足る可し伯は近年屢ば外國に對して多を興ふるを好まず既に千八百八十九年の改正談判に就ても隱然たる反對者として有力なりしと云はばなれ且夫れ新議の議會の如きは外國人に對して善好意を有せず又政府の施設に對しても信用を置かざるものなり過般の擧げに於て政府は強大なる干渉を以て些少の多數を占めたりと雖も是れ亦永く頼むに足らず全體日本人の考にては外國人の權利を擴張するときは之が爲めに無數の外國商人内地に入込み來り其結果として商業及び經濟上に於て外國人に屈服せらるるに至らんものと怖るものも如し現今の處に於ては日本帝國に居住する外人は僅々五千人に過ぎざるを以て何等の危險をも呈出するの虞なれども東京諸新聞紙の唱道する所に據れば全國を開放し土地所有權を許すべきは無數の外國人は忽ち内地に入込み且外國の資本は内地に於て大に勢力を占め爲めに日本人民は外國人に屈服せざる可らざるの厄運に陥る可しと云へり其恐怖の果して然るや否やは吾人の知る所に非ざれども兎に角に各外國の臣民ども日本にして相當の讓與を爲さざる限りは今日まで擴張したる地位即ち少なくも開港場に於ける地位を維持せんと要求するも亦その理なきに非ざる可し左れば今日に於て彼の日出の帝國と商業上の關係を擴張するは素より必要とする所なりと雖も然れども再び企圖せらるる條約改正をして好結果を得るの談判に到着せしむるは殆んど不可能なりと知る可し

### 官報

**勅令**  
 朕府縣會議員定數規則中並加し條件可也 謹記之  
 御名 御璽  
 明治二十五年九月十日  
 内務大臣伯耆井上馨

**勅令第七十六號**  
 明治二十四年六月勅令第五十九號府縣會議員定數規則中左ノ一條ヲ追加ス  
 第四條 府縣會議員定數ニ依リ府縣會議員ノ定數ハ右ノ如シトス  
 第一條 府縣會議員定數規則中並加し條件可也 謹記之  
 第二條 府縣會議員定數規則中並加し條件可也 謹記之  
 第三條 府縣會議員定數規則中並加し條件可也 謹記之

### 福嶋少佐の遠征

ガオルガの出水非常にして氷に阻むべからず激流岸を掠りて舟進むべからず駐めて待つる一日、四月の對岸に渡り其無難を嘗て出で對岸に取一不幸の事なり其好天に露地の露西亞も融け習ひて表面は氷の儘にして馬蹄の水の中に入る毎に氷片熱を起して凱旋は遂に蹄炎を患しきに至らざるより少佐は熱して早速凱旋に懸けて之を滞留するまで十二日間の久しきを見て五月の七日に摩新科を見れば其日は馬蹄炎なり翌日行步は困難なり少佐は疾速に歩み行步に苦み少佐は疾速に歩み行步に苦み少佐は疾速に歩み行步に苦み少佐は疾速に歩み行步に苦み

二週日間は一步も動くもせず乗用車に乘りて四百餘里の長程をと思ふく之を待ち得べきに非ざれば強いて高原寒風の下に強ひては流石の丈夫さしむ少佐亦之を試みて曰く